

「子どもの人権110番」等を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. 学校におけるいじめ事案(1)

◆小学生の児童が、同級生からいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないためいじめが継続しているとして、親から人権擁護委員に相談がされた事案である。

法務局の調査において、親と学校とでいじめについての認識が相違することがうかがわれたため、法務局は、人権擁護委員の立会いの下で、両者の話し合いの場を設けた。その場において、学校側からいじめの防止・解消に向けた取組の説明がなされ、申告者の学校に対する不信感が解消され、両者の関係が修復されるに至った。その後、児童が学級内で孤立する様子は見られなくなった。

(措置:「調整」)

2. 学校におけるいじめ事案(2)

◆小学生の児童が同級生からいじめを受けてきたことについて、学校と児童・親との話し合いが行われたが、その中で学校側が児童を質問責めにしたため、児童が不登校状態になったとして、児童及び親から法務局に相談がされた事案である。

相談を受けた日の翌週に児童の修学旅行が予定されていたところ、法務局職員が学校に出向いた上で児童・親に対する対応の在り方について助言するとともに、人権擁護委員が児童と面談し励ますなどした結果、児童は修学旅行に参加することができ、その後も登校するようになった。

(措置:「援助」)

3. 学校における体罰事案

◆小学生の児童が、学校の教員から体罰を受けたとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が当該教員を含む学校関係者らから事情を聴取するなどしたところ、当該教員が自己の指導に従わず授業中に大声を出して騒ぐ児童に対し、その頬を平手でたたいた事実が認められた。

そこで法務局は、当該教員に対して、その反省を促すため、本件行為が児童の権利を侵害するものであることについて説示するとともに、学校長に対し、教職員に対する指導・監督を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。

(措置:「説示」「要請」)

4. 母親の子に対する虐待事案

◆小学生の児童から、母親から暴力を受けているとして、法務局の相談電話「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

緊急性があると判断した法務局は、速やかに児童の学校に連絡し、被害状況の確認を依頼したところ、児童は、身体にあざがあり、母親との別居を望んでいることが明らかになった。

その後、学校から児童相談所に連絡がされ、児童は法務局に相談がされた翌日に児童相談所に一時保護されるに至った。

(措置:「援助」)

5. 母親の再婚相手による子に対する性的虐待

◆中学生から、母親の再婚相手から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」(※)が送付され、調査を開始した事案である。

法務局は、ミニレターが送付された当日中に被害者との接触を試み、その翌日に、児童相談所へ通告するとともに、被害者が通う学校へ連絡を行った。その後、被害者から電話で事実関係を聴取し、その内容を児童相談所に提供した。その結果、被害者はミニレターが法務局に送付された翌々日に一時保護されるに至った。

(措置:援助)

※「子どもの人権SOSミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便せん兼封筒。便せん部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に入れポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される。SOSミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに対し、一通一通返事を書いている。

6. インターネット上の名誉毀損

◆インターネット上の動画投稿サイトに、中学生の子ども为学校名、学年、及び氏名を特定した上で、「汚い」「死ね」などと中傷する内容の動画が掲載されているところ、学校から当該動画投稿サイトに本件動画の削除を依頼したが削除されなかったとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、本件動画の掲載は、被害者の名誉を毀損するものと認められたため、法務局から当該動画投稿サイトの管理者に対して削除要請を行った結果、本件動画は削除されるに至った。

(措置:「要請」)